

■特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者」とは、①作業に従事する労働者が特定化学物質や四アルキル鉛により汚染され、またはこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮し、②局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置の点検、③保護具の使用状況の監視のほか、④中毒の恐れがある場所からの退避や除染作業等の緊急対応を行う責任者です。

事業者は、労働災害を防止するため、一定の有害な化学物質や四アルキル鉛の含有物を製造し、または取扱う作業については、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者」を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければなりません。